

Q. 一宮の試算2,548円は基準額、所得によって5段階になるといくら？

A. 基準額×0.5	1,274円	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者
〃 0.75	1,911円	世帯全員が住民税非課税
〃 1	2,548円	本人が住民税非課税
〃 1.25	3,185円	本人が住民税課税で合計所得金額250万円未満
〃 1.5	3,822円	本人が住民税課税で合計所得金額250万円以上

これはあくまでも試算金額です。正式に決まるのは来年2月頃。

Q. 保険料の収め方や金額が違うというのは？

- A. ・基本的に65歳以上の方は全額年金から天引き。
 夫婦でも、各々の所得によって保険料は違います。
 ・65歳未満は加入している医療保険と一括で収めます
 健康保険の被扶養者は加入している医療保険の被保険者が皆で払います。直接保険料の負担はありません。

Q. 上乗せ、横だしサービスとは

- A. 市独自のサービスを横だしといって、移送サービスや配食サービス、寝具乾燥などがあります。介護保険のサービス限度額を上回るものを上乗せといって、限度額を条例により引き上げ、より多くのサービスを提供することで、訪問回数を増やすなどがあります。一宮市は独自のサービスとして一般財源でサービスを行います。

Q. 要介護認定申請手続きは

- A. 10月までに市役所から書類を送ります。それを持って役所の窓口へ現在公的サービスを受けている方から順次受付します。

Q. 訪問調査員は選べますか？

- A. 選べます。市から訪問調査員の事業所一覧表を渡します。自分で選んで電話依頼します。

Q. 訪問調査員の不足をよく耳にしますが一宮市はどうですか。

- A. 調査員は100名以上十分確保出来ています。

Q. 第1次判定のコンピューターにはどんなソフトが入っていますか
 見た目の状態、すなわち寝たきりより少し捕まって歩く方のほうが実際には手間がかかりますが、そういう判断をするソフトですね。

- A. 逐次改善していく必要があります。今使うことになっているのも、かなり見直されています

Q. 判断能力の低下した痴呆高齢者などの権利を擁護する成年後見制度はどこが行いますか。公のシステムを作ってください。

- A. 一宮社会福祉協議会の中に設置。10月からスタートします。

Q. 利用しやすい苦情処理の仕組みを作られる用意はありますか。
 一宮市の中に審議会を作り、オンブズマン的な色合いの強い自己チェックの仕組みを作るお考えはありますか

- A. ありません

Q. 具体的に自分がどんな介護サービスを受けたいのか、選択できるのが今回の大きな特徴ですが、実際にそうなるのでしょうか。
 例えばホームヘルプを多くしたいとか、デイサービスを多くしたいとか希望は可能なのでしょうか

- A. 限度額内ならば。それと市の独自のサービスが利用できるかも知れない

まごころが実際にかかわっている事例を、現在と介護保険になった時との比較をしてみます

事例1) Aさん、89歳一人暮らし、目が悪いのと耳が遠い。
 生活動作はすべて出来るがゆっくり。デイサービスの迎いの車の時間に準備が出来ない。食事、身の回りもきちんとされているが、一人では暮らせない。

	朝	午	前	午	後	夜間	深夜
月		ホームヘルプ2時間					
火		ホームヘルプ1時間	デイサービス	ホームヘルプ			
水		ホームヘルプ2時間					
木		ホームヘルプ1時間	デイサービス	ホームヘルプ			
金		ホームヘルプ2時間					
土		ホームヘルプ1時間	デイサービス	ホームヘルプ			
日		ホームヘルプ1時間					

↓ 合計 153,240円 (限度額17万円)

Aさんが介護保険パターンになると 要介護1

	朝	午前	午後	夜間	深夜
月		ホームヘルプ1時間			
火		デイサービス			
水		ホームヘルプ1時間			
木		デイサービス			
金		ホームヘルプ1時間			
土		デイサービス			
日		ホームヘルプ1時間			

合計 116,520円 (限度額17万円)

考察 デイサービスを利用した日にホームヘルプサービスが使えるかどうか。利用限度額の問題ではなく、同じ日に何回も利用は可能でしょうか。ホームヘルプサービスが介護保険になるとおおむね1時間になりますが、これを2時間にし、デイサービスの前後にホームヘルプサービスが必要。